

平成24年6月8日

保護者の皆様へ

南足柄市立岡本中学校長 中野 敏治

P T A会長 出野 一男

### 岡本中学校における携帯電話の取扱いについて

初夏の候、皆様におかれましてはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本校の教育活動にご理解・ご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、現在、携帯電話は、保護者と子どもの連絡手段の一つとして、また子どもの防犯手段の一つとして有効に活用されています。しかし、一方では小・中学生の携帯電話利用において、ケータイ依存・ネットいじめ・犯罪被害・犯罪加害などのさまざまなトラブルが発生するなど、子どもたちの安全と安心が脅かされています。

南足柄市では、携帯電話の弊害から子どもを守るために、平成21年4月に『学校における携帯電話の取扱い及び指導に関する基本方針』を策定しました。そこで、本校においても、この基本方針に基づきPTAと協議をし携帯電話取扱いのルールを定め、各家庭に協力をお願いしています。

つきましては、ご家庭の判断（責任）でお子様に携帯電話を持たせる場合は、次の『学校で守るべきこと』『家庭で責任を持つべきこと』を遵守し、携帯電話の弊害から子どもをお守り下さいますようお願いいたします。

なお、6月13日（水）13時30分より1年生徒に向けて携帯電話教室をおこないます。この機会に保護者の皆様にもぜひ、ご参加いただきますよう、ご案内申し上げます。

#### 【学校で守るべきこと】

- 1 原則として携帯電話は学校には持ち込まないこと。
- 2 特別な事情により、生徒が学校に携帯電話を持ち込むときは、事前に学校長の了解を得ること。
- 3 2により、携帯電話を学校へ持ち込む場合は、登校時に職員室に預け、下校時に職員室で受け取る。

#### 【家庭で責任を持つべきこと】

- 1 携帯電話を持たせる場合は、生徒の発達段階に応じて通話のみとし、Eメールを含むインターネットを利用させないか、家庭で厳格なルール（サイトへのアクセス・メール利用の設定について）を設けること。
- 2 携帯電話を持たせる場合は、携帯電話教室等に積極的に参加すること。
- 3 インターネットを利用する場合、生徒の使用する携帯電話には、フィルタリング（有害サイトアクセス制限）サービスを利用すること。
- 4 インターネットを利用する場合、保護者は生徒の携帯電話の利用状況（友人等との連絡がどのようにされているかなど）を把握すること。
- 5 生徒が携帯電話を利用したことによって問題が生じた場合には、すぐに学校に報告し対応を相談すること。

※市で策定いたしました「学校における携帯電話の取り扱い及び指導に関する基本方針」を裏面に載せました。参考にご覧ください。